

※申込みは原則1日から受付開始  
※特に記載のない場合、対象は市内  
在住・在勤・在学者、申込み不要

※申込みは原則1日から受付開始  
※特に記載のない場合、対象は市内  
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ／募集  
相談  
健康  
公民館・コミセン  
スポーツ文化  
図書館  
施設催し／教育ほか  
福祉  
産業振興  
子育て  
地域活動／ごみ・資源

●高齢福祉

◆ふれあい入浴  
5月17日(日)のふれあい入浴は中止になりました。  
◆認知症サポーター養成講座  
認知症の人や家族への接し方などに関する知識を習得する  
5月27日(水)午後1時半～3時に、小規模特養損津いやし園(鳥飼下1-13-15)で定員10人/要申込み

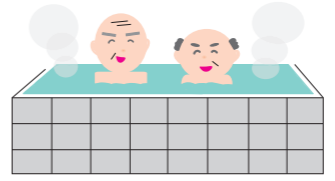
(同園 ☎ 072 (654) 2841へ・先着)  
介護支援専門員(ケアマネジャー)の実務研修受講試験(ケアマネジャー)  
介護支援専門員(ケアマネジャー)の実務研修受講試験を10月11日(日)に行います。受験希望者は受験申込書を提出してください。  
配布場所 市役所1階・高齢介護課、各保健所  
配布期間 6月1日(月)～29日(月)



申込み 6月29日(月)までに一般財団法人 府地域福祉推進財団へ簡易書留で郵送(当日消印有効)  
問合せ 同財団ケアマネ係 ☎ 06 (6763) 8044

高齢者の交流入浴はじまります

5月7日より、入浴を通じて、高齢者同士の交流を図り、認知症予防・介護予防を図るため、日曜日に市内3カ所の社会福祉法人の入浴施設を開放します。



●対象 市内在住の65歳以上  
●施設＝開放日時  
▽損津特養ひかり(鳥飼八防2-7-12 ☎ 072 (650) 1300) = 毎月第3日曜日午後2時～4時半(女性は午後2時～3時半、男性は午後3時半～4時半)  
▽損津いやし園(鳥飼下1-13-7 ☎ 072 (650) 3301) = 毎週日曜日午前10時～午後4時(男性は午前10時～午後1時、女性は午後1時～4時)  
▽とりかい白鷺園(鳥飼中1-19-8 ☎ 072 (654) 5094) = 毎週日曜日午後2時～5時  
※初めて利用する際は、前日までに必ず各施設へご連絡ください。  
※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自でご持参ください。  
問合せ 高齢介護課へ

声の広報・点字広報のご利用を

市では、視覚障害者などの目の不自由な人に十分な情報が提供できるように広報紙の音訳版・点字版を発行しています。

●内容 毎月自宅へ郵送します(費用は無料)  
▽声の広報 広報紙および議会だよりから抜粋した内容をCD(デイジー形式)に収録  
▽点字広報 広報紙から抜粋した内容を収録  
※声の広報の利用にはデイジー形式のCDを再生できる専用の機器が必要です。視覚障害者(1・2級)の身体障害者手帳をお持ちの人は日常生活用具の給付として、購入の補助を受けることができる場合があります。購入前に障害福祉課にご確認ください。  
●申込み 市役所1階・同課で配布の申請用紙に必要事項を記入し、同課へ持参または郵送

◆たちより体操タイム

保育所・幼稚園で、高齢者(65歳以上)が乳幼児と一緒に体操しています。気軽に参加ください。



ところ	とき(5月)
鳥飼保育所	11日(月)、25日(月) 午前10時～10時15分
子育て総合支援センター	13日(水)、27日(水) 午前9時45分～10時
とりかい幼稚園	18日(月) 午前9時50分～10時
べふこども園	18日(月)、25日(月) 午前10時～10時15分
せつつ幼稚園	25日(月) 午前10時～10時15分

問合せ 各園・所へ(26ページを参照)

●お知らせ

摂津地区 人権推進企業連絡会 参加団体募集

摂津地区人権推進企業連絡会に加入する事業所を募集します。同連絡会は市内に事業所がある企業68社で組織された団体です。企業の立場から、さまざまな人権問題の解決を推進していきます。事業所単位では難しい「人権」をテーマとした取り組みをサポートしていきます。

内容 ▽「ハラスメント」「メンタルヘルス」「障害者雇用」「外国人雇用」などのテーマで研修会を年5回程度開催▽人権DVDの無料貸出・人権研修講師紹介▽人権関連資料や他団体での研修会、法律・社会の動きなどの情報を提供  
年会費 2万円  
問合せ 同連絡会事務局(産業振興課内)へ

府労働相談センター 組織変更

4月から総合労働事務所は「労働環境課」に変わりました。労働環境課内には労働相談センターを設置し、労働者や使用者の相談を受け付けています。  
日時 平日午前9時～午後6時  
場所 エル・おおさか南館(大阪市中央区石町2丁目5-3)  
相談方法 電話または面談  
問合せ 同センター ☎ 06 (6946) 2600へ

パートタイマー等 退職金共済制度に加入しませんか

パートタイマーなどの従業員の福利厚生と雇用安定のため、市が事業主にかわって退職金を支払う共済制度です。事業主が納付する掛金は全額非課税の扱いとなり、その掛金は、対象の従業員の所得税の課税対象にもなりません。さらに退職金も、退職金控除により非課税となります。短期加入であっても元本割れがなく従業員には便利な制度です。  
対象 市内事業所でパートタイマーなど従業員を雇用している事業主  
掛金 被共済者(加入従業員)1人あたり月額2千円  
加入時期 5月・8月・11月・2月の各月1日  
申込み 産業振興課へ

【5月は消費者月間】 防犯シールセットを配布

このシールは、玄関やインターホン、電話付近など身近な場所に貼っておき、突然の訪問勧誘や還付金詐欺、オレオレ詐欺などに注意するためのものです。ぜひご利用ください。郵送も可能です。

申込み 消費生活相談ルーム(産業振興課内) ☎ 06 (6383) 2666へ



暮らしのワンポイント

「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

「事例」インターネット通販で、「初回3000円、20日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感ぜられなかった。ので、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上上の定期購入が条件となっており、解約には4カ月後に連絡が必要。今すぐやめる場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。

【注意】

商品注文の際は、目立つ表示「初回3000円」「初回実質0円(送料のみ)」といった価格だけでなく、定期購入が条件にないか契約内容を確認しましょう。いつでも解約できると表示されていても「解約の申し出は次回発送日の10日前までに」という期間の制限や通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められていることがあります。

お知らせ／募集  
相談  
健康  
公民館・コミセン  
スポーツ文化  
図書館  
施設催し／教育ほか  
福祉  
産業振興  
子育て  
地域活動／ごみ・資源